

# 半田市鳥獣捕獲許可事務取扱要領

## (趣 旨)

**第1条** 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条の規定による、生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止を目的とした鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下「捕獲等」という。）又は鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。以下「採取等」という。「捕獲等」と合わせ以下「有害鳥獣捕獲」という。）の許可（以下「有害鳥獣捕獲許可」という。）に関する事務のうち、半田市（以下「市」という。）において行う事務については、法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛知県規則第37号。以下「規則」という。）及び鳥獣保護事業計画に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## (基本的な考え方)

**第2条** 有害鳥獣捕獲許可の基本的な考え方

有害鳥獣捕獲は、鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害（以下「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、被害防除のため迅速かつ有効に実施するよう指導するほか、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な防除対策が講じられるよう指導するものとする。

併せて、被害防止の観点から、日頃より人の生活に伴い排出される餌に野生生物が依存し、被害を生じやすくすることがないよう周知するとともに、捕獲等の実施に際しても対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた方法をとることにより、結果として被害の発生の一因を発生せしめるようなことがないよう指導するものとする。

## (許可基準)

**第3条** 許可に当たっては、法、省令、規則及び鳥獣保護事業計画に従うほか、特別の事由がない限り別表の基準によるものとする。

## (留意事項)

**第4条** 許可に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 銃器による捕獲にあつては、許可を受ける者の狩猟免許の有無を確認するとともに、

使用する銃器の用途として銃砲刀剣類所持等取締法の規定による有害鳥獣駆除の許可がない場合は、同法による用途目的外使用の違反に該当することを周知すること。

- (2) 捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理させるものとし、捕獲物の処理方法を鳥獣捕獲許可申請書に明記させること。
- (3) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導すること。

#### (申請書の提出等)

**第5条** 申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- (1) 有害鳥獣捕獲を行う場所を明らかにした図面
- (2) 有害鳥獣捕獲の方法を具体的に明らかにした図面等（銃器を使用する場合は除く。）
- (3) 2名以上の者が申請する場合にあっては鳥獣捕獲許可申請者（従事者）名簿（規則様式第4）
- (4) 依頼により有害鳥獣捕獲をする場合は鳥獣捕獲等依頼書（規則様式第4）
- (5) その他申請の内容を明らかにするために必要と認める書類

2 申請人が国、地方公共団体又は法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人（以下「法人等」という。）による申請の場合であって、従事者証の交付を受けるときは、別途鳥獣捕獲従事者証交付申請書（規則様式第5）及び鳥獣捕獲許可申請者（従事者）名簿（規則様式第4別紙）を提出させるものとする。

#### (許可証等の記載)

**第6条** 許可証等の記載は、次により行なうものとする。

- (1) 鳥獣捕獲許可証（省令様式第1）の記載事項
  - ア 番号には市名を冠する。
  - イ 目的の欄は、別表の区分により「有害鳥獣捕獲（対処捕獲）」又は「有害鳥獣捕獲（予察捕獲）」と記載する。
  - ウ 方法の欄は具体的に記入する。
    - 例1 「口径10番及びこれより口径の大きいものを除く散弾銃」
    - 例2 「網（ただしかすみ網は除く）」
  - エ 区域の欄はその区域をはっきりと明示する。
    - 例1 ○○町一円で省令第7条第1項第7号に示す場所すべてを除く場合  
「○○町一円 ただし、省令第7条第1項第7号の場所を除く」
    - 例2 ○○町一円で省令第7条第1項第7号のうち鳥獣保護区のみを含める場合

「〇〇町一円 ただし、省令第7条第1項第7号の場所（イの場所を除く）を除く」

例3 鳥獣保護区のみで許可する場合

「〇〇鳥獣保護区に限る。ただし、省令第7条第1項第7号ハからチの場所を除く」

例4 特定の地番で許可する場合

「〇〇町〇丁目〇〇番地内」

(2) 従事者証（省令様式第2）の記載事項

ア 番号は従事者の一連番号を記入する。

イ 鳥獣等の種類及び数量は鳥獣捕獲許可証の該当欄の内容と一致させる。

(許可証等の交付等)

**第7条** 鳥獣捕獲許可証及び従事者証は、申請者に交付するものとし、腕章（法人にあっては赤線入り）を貸与する。

2 従事者証は、許可を受けた法人等が保管し、捕獲に従事させる日に限り、本人に所持させるものとする。

(腕章等の着用)

**第8条** 捕獲を実施するときは、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯させるとともに、有害鳥獣捕獲を実施する場合には、市が貸与する腕章を従事者に着用させること。

(標識の装着)

**第9条** 法第62条第3項に準拠して、使用する捕獲用具（銃器を除く。）には、用具ごとに、住所、氏名、許可者、許可年月日、許可番号、捕獲目的及び許可有効期間を、縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を装着させるものとする。

(鳥獣捕獲事業指示書等)

**第10条** 法人等に対する許可の場合は、法人等に対し指揮監督の適正を期するため、鳥獣捕獲事業指示書（様式第1）を従事者に交付させるとともに、鳥獣捕獲従事者台帳（様式第2）を整備するよう指導するものとする。

(危害の発生防止)

**第11条** 鳥獣の捕獲を実施するに当たっては、捕獲実施者等に対して、次の事項について周知徹底及び指導に努めるものとする。

(1) 捕獲に伴う危害の発生防止を図るため、実施に当たっては、必要に応じて事前に関係地域住民等へ周知させるとともに、万全の措置を講じさせること。

- (2) 銃器による捕獲の実施に当たっては、実施日時及び区域について、実施の都度、事前に文書により、所轄警察署、地元関係機関等と綿密な連絡を取らせること。

(通 知)

**第12条** 許可をした場合には、鳥獣捕獲許可調書（様式第3）を添え、県知多事務所長及び半田警察署長並びに鳥獣保護員等に通知するものとする。

(許可証等の返納)

**第13条** 捕獲許可の期間が満了し、又はその効力が失われた場合には、速やかに鳥獣捕獲許可証等を返納させるとともに、捕獲結果についての報告を行わせること。

- 2 鳥獣捕獲許可証等の返納の際には、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため、鳥獣捕獲許可証の裏面又は別紙にて、捕獲等又は採取等した場所（鳥獣保護区等位置図に示すメッシュ番号）、鳥獣等の種類、捕獲等又は採取等した数量及び捕獲物の措置の概要等についての報告を被許可者に対し求めるものとし、貸与した腕章とともに、返納させるものとする。

(委 任)

**第14条** 市長は管内の鳥獣保護区、休猟区、自然公園、自然休養林及び風致地区等の位置を示した図面を整備し、申請者が参照できるようにするものとする。

- 2 許可事務の取扱いにあたっては、この要領に定めるもののほか、必要が生じた場合は県知多事務所と協議の上処理するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月16日から施行する。

(裏面)

鳥獣捕獲報告欄				
鳥 獣 名	捕 獲 日	捕 獲 時	捕 獲 数	捕 獲 区 域

処 理 要 概

**注 意 事 項**

- 1 鳥獣捕獲に従事する際には、本指示書を必ず携帯すること。
- 2 従事者は、法人に対し適宜鳥獣の捕獲状況について報告し、その指示を受けること。
- 3 指示された捕獲期間満了後は速やかに、交付を受けた法人に、必要事項を記載の上返納すること。

(表面)

第 号	交付年月日	年 月 日	印
<p>鳥獣捕獲事業指示書</p> <p>法人名 法人の代表者氏名</p>			
従事者氏名	に対する指示内容		
捕獲期間			
捕獲方法			
捕獲区域			
捕獲鳥獣名及びその割当員数			
捕獲鳥獣の処理方法			

## 鳥 獣 捕 獲 従 事 者 台 帳

	記 載 項 目	内 容	備 考
従事者に関する事項	従事者証の番号		
	従事者証の有効期限		
	住 所		
	職 業 氏 名		
	生 年 月 日		
指 示 事 項	捕 獲 期 間		
	捕 獲 方 法		
	捕 獲 区 域		
	捕獲鳥獣名及びその割当員数		
	捕獲鳥獣の処理方法		
捕獲の記録	捕獲鳥獣名及びその員数		
	捕獲鳥獣の処理方法		

**備 考**

- 1 従事者1人についての記載事項は一葉にまとめて記載すること。
- 2 記載内容が変更された場合には、その変更があった期日を明らかにしその変更された内容を備考欄に記載すること。



別表

目的	許可対象者	鳥獣の種類・員数	許可の期間	許可区域	方法																																
<p>有害鳥獣捕獲 (対処捕獲・予察捕獲)</p>	<p>特別の事由がない限り、次のいずれにも該当する者 1 被害者又は被害者から依頼された者であつて、愛知県に住所を有する者、若しくは、その者の住所する公署等が、愛知県に所在する者 2 法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当しない者 3 法第2条第2項に規定する法定猟法による場合は、原則として当該狩猟免許の取得者であり、かつ、規則第67条第1号若しくは第2号に該当する者 4 捕獲従事者の数は、捕獲する鳥獣の数に見合った最小限の員数であること</p>	<p>被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して、必要最小限とする。なお、下表左欄に掲げる鳥獣については、捕獲に従事する者1人あたりの許可数量の上限を概ね下表右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" data-bbox="263 896 422 1153"> <thead> <tr> <th>鳥獣名</th> <th>許可数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラス</td> <td>50羽以内</td> </tr> <tr> <td>(ハシボソガラス、ハシブトガラス)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カワラバト(ドバト)</td> <td>50羽以内</td> </tr> <tr> <td>ヒヨドリ</td> <td>100羽以内</td> </tr> <tr> <td>ムクドリ</td> <td>100羽以内 (網使用の場合42,000羽以内)</td> </tr> <tr> <td>スズメ</td> <td>200羽以内 (網使用の場合42,000羽以内)</td> </tr> <tr> <td>カモ類</td> <td>20羽以内</td> </tr> <tr> <td>その他鳥類</td> <td>10羽以内</td> </tr> <tr> <td>ノウサギ</td> <td>10頭以内</td> </tr> <tr> <td>イノシシ</td> <td>5頭以内</td> </tr> <tr> <td>サル</td> <td>3頭以内</td> </tr> <tr> <td>その他獣類</td> <td>3頭以内</td> </tr> <tr> <td>アライグマ</td> <td>生息確認数以内</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>生息確認数以内</td> </tr> <tr> <td>ヌートリア</td> <td>生息確認数以内</td> </tr> </tbody> </table>	鳥獣名	許可数量	カラス	50羽以内	(ハシボソガラス、ハシブトガラス)		カワラバト(ドバト)	50羽以内	ヒヨドリ	100羽以内	ムクドリ	100羽以内 (網使用の場合42,000羽以内)	スズメ	200羽以内 (網使用の場合42,000羽以内)	カモ類	20羽以内	その他鳥類	10羽以内	ノウサギ	10頭以内	イノシシ	5頭以内	サル	3頭以内	その他獣類	3頭以内	アライグマ	生息確認数以内	ハクビシン	生息確認数以内	ヌートリア	生息確認数以内	<p>1 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある時期は避けるよう指導するものとする。 2 狩猟期間の始期前15日間と終期後15日間は、狩猟期間の延長と認識されるおそれがあるため、原則として許可しないものとする。 3 狩猟期間中にある場合は、一般の狩猟と認識のおそれがあるため、狩猟鳥獣の捕獲を原則として許可しないものとする。 4 許可の期間は、原則として2か月以内とし、イノシシの捕獲等の特例の場合にあつては6か月以内とする。 ただし、市町村等が行う法人駆除の場合にあつては、6か月以内となるよう指導するものとする。 5 時期及び期間は、原則として、被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期で必要かつ適切な期間とする。 ただし、被害等の発生が予想される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合は、特別な事由が認められる場合は、この限りではない。 6 予察捕獲の許可は、鳥獣保護事業計画に定める被害発生予察表に基づくものとする。</p>	<p>1 市町村が行なう場合は、原則として当該市町村内であつて、被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して必要最小限とする。 2 その他の者が行なう場合は、捕獲を依頼した者の管轄する区域内とす。 3 鳥獣保護区及び体狭区における有害鳥獣捕獲については、被害の発生状況に応じて、捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障のない範囲とする。 4 銃猟禁止区域においては、安全性が確保される区域とされ、原則として銃器による有害鳥獣捕獲は行わないものとする。</p>	<p>1 捕獲用具は捕獲効果を考慮し最も適切なものとする。 2 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は原則として認めないものとする。 3 多人数で捕獲する場合は、班を編成させて行わせるものとする。 4 空気銃を使用する場合は、半矢の危険性があるため、中・小型鳥類に限り、その使用を認めるものとする。 5 水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された地区における鉛散弾の使用は認めないものとする。 6 捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法は、結果として被害の発生を遠因を生じさせることが多いので避けるよう指導するものとする。 7 鳥類の卵の採取等については、原則として現に被害を生させている鳥類の捕獲等を行うことが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは目的が達成できない場合、若しくは、建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵の採取等を行う場合とする。</p>
	鳥獣名	許可数量																																			
	カラス	50羽以内																																			
	(ハシボソガラス、ハシブトガラス)																																				
	カワラバト(ドバト)	50羽以内																																			
	ヒヨドリ	100羽以内																																			
	ムクドリ	100羽以内 (網使用の場合42,000羽以内)																																			
	スズメ	200羽以内 (網使用の場合42,000羽以内)																																			
	カモ類	20羽以内																																			
	その他鳥類	10羽以内																																			
ノウサギ	10頭以内																																				
イノシシ	5頭以内																																				
サル	3頭以内																																				
その他獣類	3頭以内																																				
アライグマ	生息確認数以内																																				
ハクビシン	生息確認数以内																																				
ヌートリア	生息確認数以内																																				